

平成20年度

全国の地盤沈下地域の概況

平成21年11月

環境省 水・大気環境局

本資料は、次の方法によりとりまとめたものである。

[ I . 1 . 全国の地盤沈下の状況及び II . 地域別地盤沈下の状況 ]

全国の都道府県及び指定都市が調査した平成 20 年度及びそれ以前の地盤沈下の状況について、これら自治体からの報告に基づき環境省で集計してとりまとめた。

[ I . 2 . 主な地盤沈下地域の状況 ]

この項は、自治体から提供を受けた資料やホームページ等の自治体から出されている情報を基にとりまとめた。

[ I . 3 . ( 2 ) ②要綱地域の平成 20 年度の状況 ]

関東平野北部、筑後・佐賀平野及び濃尾平野の 3 地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議によりそれぞれの地域について地盤沈下防止等対策要綱が策定され、この要綱に基づき各種の施策が実施されている。この項は各地域でとりまとめられている平成 20 年度のデータ等を基にとりまとめた。

(本資料に関する問い合わせ先)

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室

TEL 03-3581-3351 (内線6674)

# 平成20年度 全国の地盤沈下地域の概況

## 目 次

<b>I. 地盤沈下の状況と対策</b>	1
1. 全国の地盤沈下の状況	1
(1) 平成20年度の状況	
(2) 地盤沈下面積等の推移	
(3) 最近5ヶ年の累積沈下量	
2. 主な地盤沈下地域の状況	5
(1) 福岡県筑後・佐賀平野	
(2) 北海道石狩平野	
(3) 千葉県九十九里平野	
(4) 千葉県関東平野南部	
3. 地盤沈下の対策	9
(1) 地下水採取規制等	9
①工業用水法	
②建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
③条例等に基づく規制等	
(2) 地盤沈下防止等対策要綱に基づく対策	12
①地盤沈下防止等対策要綱の概要	
②要綱地域の地域別状況	
(3) 地盤沈下の監視・測定状況	16
(4) 地盤沈下対策事業	16
(5) 情報提供による地盤沈下防止の意識の啓発	16
<b>II. 地域別地盤沈下の状況</b>	17
1. 全国の地盤沈下地域	17
2. 全国主要地域の地盤沈下の状況	17
<b>III. 参考</b>	28
1. 我が国の地下水利用状況	28
2. 最近の年降水量の経年変化	28
3. 地盤沈下の機構	29
4. 地盤沈下の歴史	29
5. 地盤沈下量等の測定方法	31
6. 地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域	32



# I. 地盤沈下の状況と対策

## 1. 全国の地盤沈下の状況

### (1) 平成20年度の状況

平成20年度において全国で年間4cm以上の沈下を観測した地域は2地域（平成19年度は0地域）であった。

また、年間2cm以上沈下した地域数は、3地域（平成19年度は9地域）、沈下した面積は1km<sup>2</sup>（平成19年度は72km<sup>2</sup>）であった。

年間最大沈下量は、福岡県みやま市の4.7cmであった。また、北海道札幌市では4.4cmの沈下を観測した。



図1 平成20年度の全国の地盤沈下の状況

表1 年間2 cm以上沈下した地点の地域別沈下量（平成20年度）

順位	沈下量(cm)	地 域 名	市 町 村 名
1	4.7	福岡県筑後・佐賀平野	みやま市
2	4.4	北海道石狩平野	札幌市
3	2.0	千葉県九十九里平野	東金市

表2 年間1 cm以上沈下した地域の地域別面積（平成20年度）

地 域 名	沈下量別の地域面積(k㎡)	
	年1cm以上沈下	年2cm以上沈下
千葉県九十九里平野	121	1
千葉県関東平野南部	62	—
栃木県関東平野	21	—
石川県金沢平野	8	—
新潟県新潟平野	6	—
埼玉県関東平野	2	—
福岡県筑後・佐賀平野	1	—
茨城県関東平野	1	—
新潟県南魚沼	1	—
計	223	1

(注) —は当該沈下量に該当する水準点がないことを示している。  
面積は少数点以下第一位を四捨五入して表示している。

## (2) 地盤沈下面積等の推移

環境省が集計を開始した昭和53年度以降の全国の地盤沈下地域数及び面積の推移を表3に示す。平成20年度における年間2cm以上沈下した地域数は3地域で、集計開始以降最も少なくなった。沈下面積においても年間2cm以上の沈下は1km<sup>2</sup>となっており、こちらも最小を記録した。

全国の地盤沈下の状況は、表3からもわかるように減少傾向にあると言える。しかし、その推移は安定しているとは言いがたく、平成6年度のように大洪水が発生するなど、地下水需要が急増した場合には、急激な地盤沈下を生ずる可能性がある。また、2cm以上の沈下が発生している地域は年度ごとに異なっており、依然として各地で地盤沈下が発生する恐れのあることが伺える。

表3 全国の地盤沈下地域の数及び面積（年度別推移）

	上段：地域数（単位：地域） 下段：面積（単位：km <sup>2</sup> ）										
	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63
年間2cm以上沈下した地域	28	25	23	25	22	22	31	19	18	12	17
	1,946	624	467	689	616	594	814	499	396	500	617
年間4cm以上沈下した地域	13	9	8	8	8	6	12	7	6	7	5
	404	176	100	60	45	45	161	40	7	22	63

	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
年間2cm以上沈下した地域	16	18	17	19	11	21	14	13	9	9	9
	285	360	467	525	276	902	21	258	244	250	6
年間4cm以上沈下した地域	4	5	4	6	1	6	2	4	-	-	-
	7	14	6	25	0	113	0	22	-	-	-

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
年間2cm以上沈下した地域	7	9	8	6	9	7	5	9	3
	6	28	461	3	176	4	17	72	1
年間4cm以上沈下した地域	-	-	-	1	2	-	1	-	2
	-	-	-	0	0	-	1	-	0

(注) -：当該沈下量に該当する地域数、面積に該当する数値がないことを示している。  
 0：0.5km<sup>2</sup>未満であることを示す。面積は四捨五入の上、1km<sup>2</sup>単位で表示している。  
 ※ 面積を測定していない地域がある。複数年の沈下量を年平均にしたデータも含んでいる。

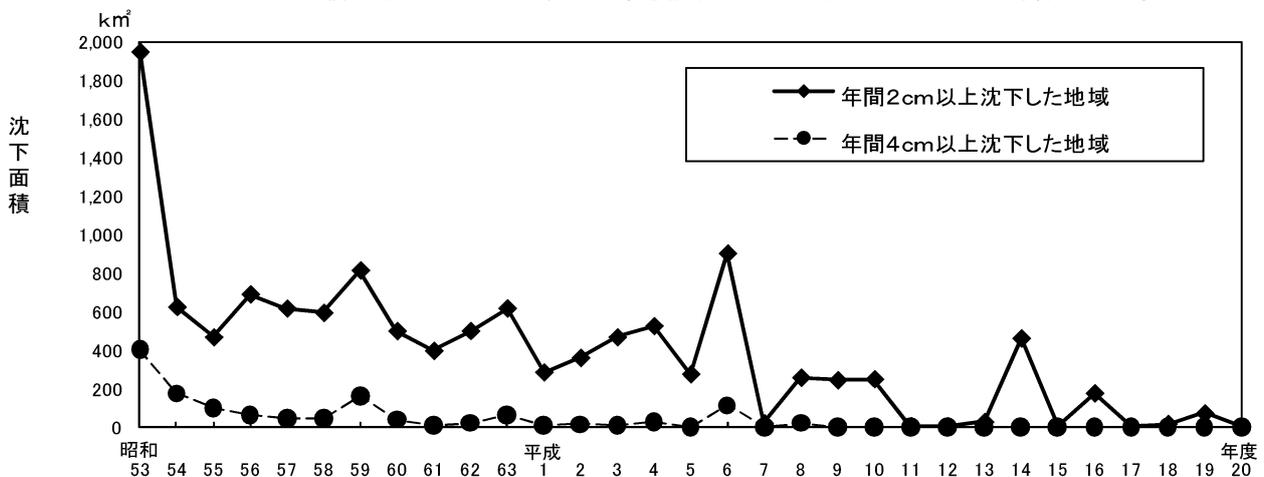


図2 全国の地盤沈下面積（年度別推移）

表4 年間2cm以上沈下した地域の推移（平成16～20年度）

順位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	4.7 埼玉県関東平野 (越谷市)	3.7 新潟県南魚沼 (南魚沼市)	6.3 新潟県南魚沼 (南魚沼市)	3.7 兵庫県大阪平野 (尼崎市)	4.7 福岡県筑後・佐賀平野 (みやま市)
2	4.7 神奈川県関東平野南部 (横浜市)	3.0 神奈川県関東平野南部 (横浜市)	3.3 山形県米沢盆地 (米沢市)	3.0 佐賀県筑後・佐賀平野 (佐賀市)	4.4 北海道石狩平野 (札幌市)
3	3.4 千葉県九十九里平野 (東金市)	2.5 茨城県関東平野 (龍ヶ崎市)	2.5 茨城県関東平野 (つば市)	3.0 山形県米沢盆地 (米沢市)	2.0 千葉県九十九里平野 (東金市)
4	3.1 茨城県関東平野 (猿島郡境町)	2.2 新潟県高田平野 (上越市)	2.4 千葉県九十九里平野 (東金市)	3.0 北海道石狩平野 (札幌市)	
5	3.0 長野県諏訪 (諏訪市)	2.1 千葉県九十九里平野 (いすみ市)	2.1 新潟県高田平野 (上越市)	2.9 茨城県関東平野 (坂東市)	
6	2.6 千葉県関東平野南部 (八街市)	2.1 愛知県濃尾平野 (犬山市)		2.8 千葉県九十九里平野 (東金市)	
7	2.2 北海道石狩平野 (札幌市)	2.0 新潟県新潟平野 (新潟市)		2.7 埼玉県関東平野 (大利根町)	
8	2.1 栃木県関東平野 (下都賀郡野木町)			2.5 千葉県関東平野 (八街市)	
9	2.1 愛知県濃尾平野 (海部郡弥富町)			2.4 神奈川県関東平野 (横浜市)	

(注) 上段は地域名、下段は該当地点の所在自治体名

※欄内左側の数字は各地域内の最大沈下量（単位：cm）を示している。

※下線付きの数字は、隔年測量による期間における平均年間沈下量を示している。

### (3) 最近5ヶ年の累積沈下量

最近5ヶ年（H16～H20）の累積沈下量が10cm以上の地域は、次のとおりであった。

表5 5ヶ年累積沈下量10cm以上の地域

地 域 名	累積沈下量 (cm)
北海道石狩平野(札幌市)	16.3
新潟県南魚沼(南魚沼市)	13.0
千葉県九十九里平野(東金市)	11.7
神奈川県関東平野南部(横浜市)	11.0
兵庫県大阪平野(尼崎市)	10.8

(注) 兵庫県大阪平野（尼崎市）は平成15年から平成19年の5ヶ年累積沈下量を示している。

## 2. 主な地盤沈下地域の状況

平成20年度において地盤沈下が観測された地域の内4地域の状況等を取りまとめた。

### (1) 福岡県筑後・佐賀平野

福岡県筑後・佐賀平野における平成20年度の最大沈下量は、みやま市の4.7cmであった。福岡県及び佐賀県にまたがる筑後・佐賀平野には、有明粘土層と呼ばれる沖積粘土層が分布しており、含水比が高く極めて軟弱であるため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすい地質となっている。

当該地域の地盤沈下は、昭和45年に確認され、昭和60年の地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定され、以後地盤沈下の観測を実施している。観測結果からは、有明海沿岸部の沈下が顕著であり、昭和62年に最大沈下量11.8cm/年を観測し、平成21年2月までの累積沈下量は、最大で76.8cmとなっている。

ところが、近年では、一部地域で隆起が観測されており、平成20年度に最大沈下量を観測した地点においても、近年においては隆起が観測されていた。なお、1km程度離れた周辺観測地点では、沈下傾向が認められないこと、年降水量が平年並みであったことから、平成20年度の沈下原因については不明であり、監視を継続することとしている。

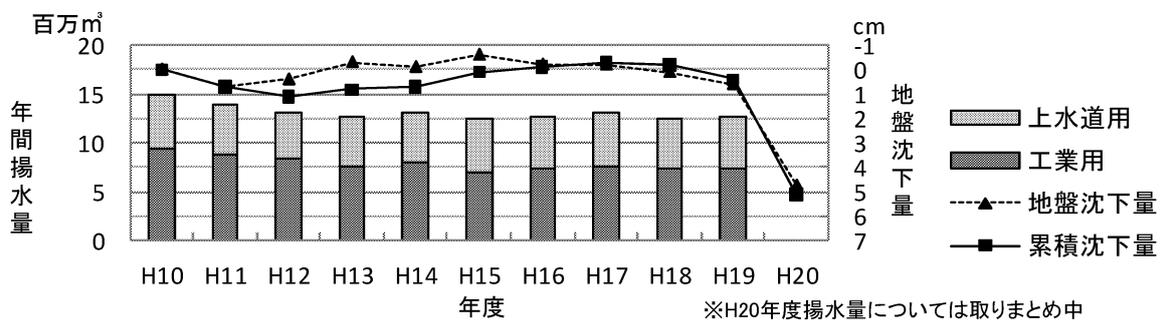


図3 福岡県筑後・佐賀平野における揚水量とH20年度最大沈下地点の沈下量推移

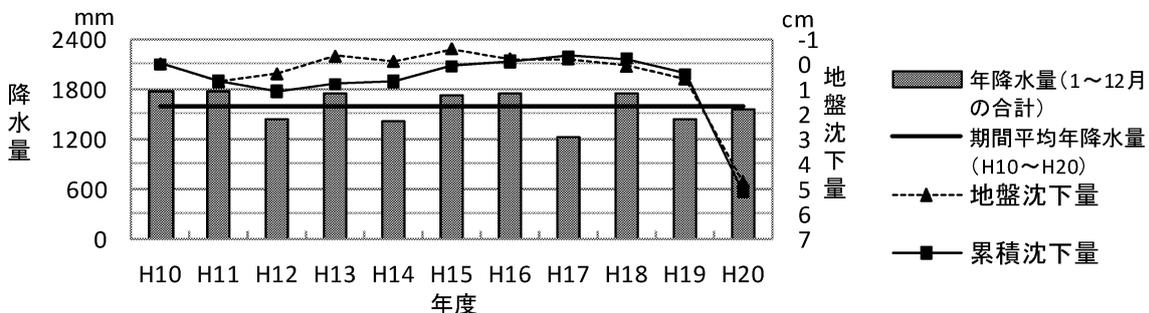


図4 年降水量（柳川）とH20年度最大沈下地点の沈下量推移

(注) 図3・4とも地盤沈下量は平成10年度を「0」として表示している

年降水量は気象庁気象統計情報から福岡県柳川における1～12月の合計

## (2) 北海道石狩平野

北海道石狩平野では、平成20年度に札幌市北区で最大沈下量4.4cmの地盤沈下が観測された。また、平成16年度から平成19年度までの4年間で合計11.9cmの沈下が観測されていた。

当該地域の地質については、洪積層最上部と沖積層が、シルト・粘土・砂・泥炭などから構成されており、厚さは海岸部で140m、札幌市付近で40m程度である。石狩平野の北西～北にかけては石狩川の氾濫平野であり、泥炭地となっている地域が多く、特に地盤沈下が生じやすい地質となっている。各種の調査結果からは、泥炭の特異な土質性状などの要因により地盤沈下が生じているとされている。

札幌市では日量約10万m<sup>3</sup>が揚水されており、建築物用が77%、工業用が22%との調査結果があるが、総揚水量及び用途割合は大きく変わらないまま推移している。このことから、地盤沈下の原因は、建設工事との見方や、降水量の減少による影響との見方もあるが明確でない。

札幌市は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」により、地下水の節水の努力規定や地下水採取基準の遵守などを定め、地下水位の低下や地盤沈下の防止を図っている。

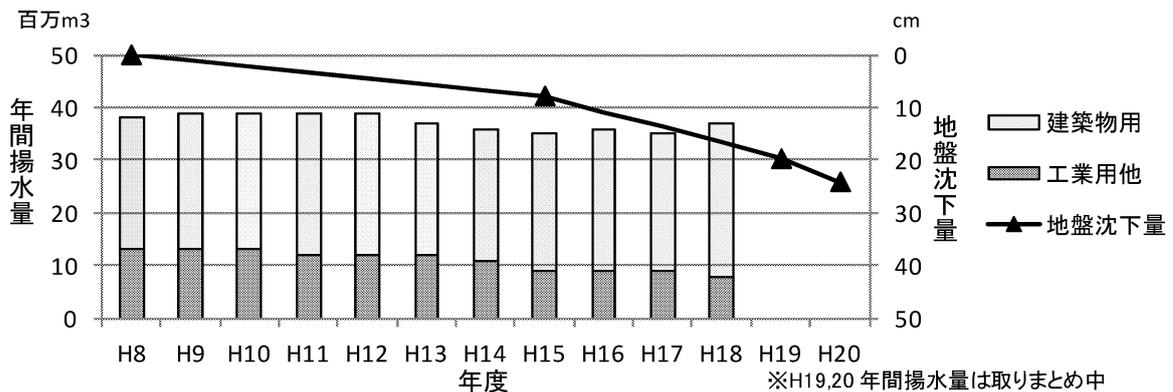


図5 札幌市の年間揚水量と本年最大沈下点の地盤沈下量

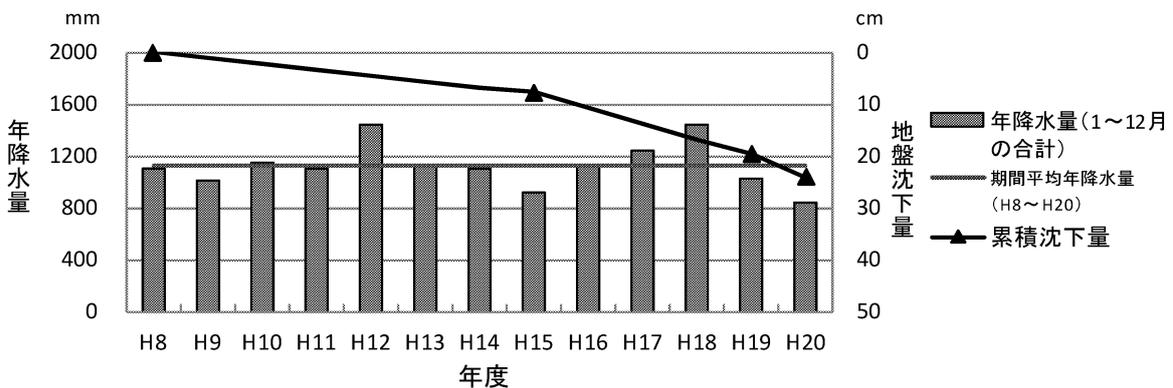


図6 札幌市の年降水量と本年最大沈下点の地盤沈下量

(注) 図5・6とも地盤沈下量は平成8年度を「0」として表示している  
年降水量は気象庁気象統計情報から札幌における1～12月の合計

### (3) 千葉県九十九里平野

千葉県九十九里平野では、平成20年に東金市松之郷で最大沈下量2.0cmが観測された。2cm以上沈下した面積は1km<sup>2</sup>、1cm以上沈下した面積は121km<sup>2</sup>あった。

当該地域は、鮮新統～更新統からなる上総層群が形成する丘陵地および、上総層群の上位に直接堆積する沖積層からなる海岸平野が形成されている。この上総層群には、水溶性天然ガスを含む化石海水（天然ガスかん水）が含まれている。

本地域では、年間5千万m<sup>3</sup>を超える天然ガスかん水が地下数百～2kmの深層で採取されている。地盤沈下が、かん水採取地域を中心に発生していることから、主な原因として考えられている。

千葉県では天然ガス採取企業との間で昭和48年から地盤沈下防止協定を締結し、昭和56年からは、天然ガスかん水の地上排水量（かん水揚水量から地下還元量を差し引いたもの）の削減を骨子とする地盤沈下防止新協定を締結し、5年ごとの更新時に地上排水量の削減指導を行ってきている。また、月毎に揚水量報告等の提出を求め、揚水量の把握や監視を含めて地盤沈下の抑制を図っている。

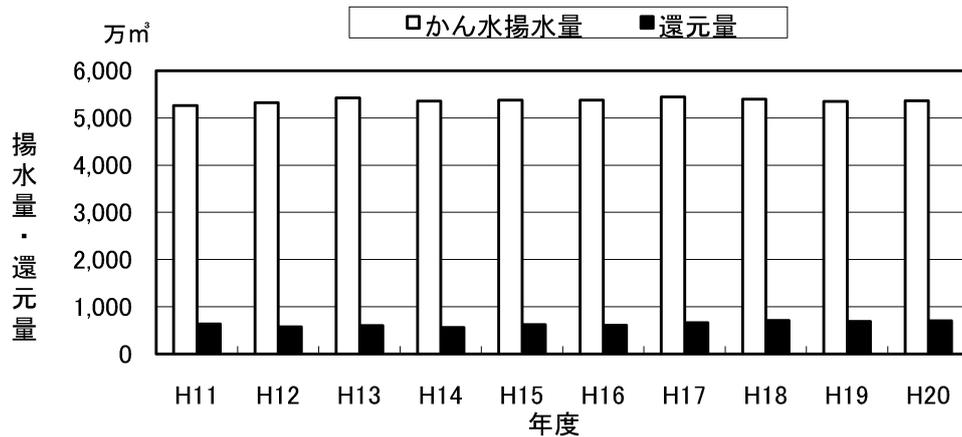


図7 揚水量と還元量

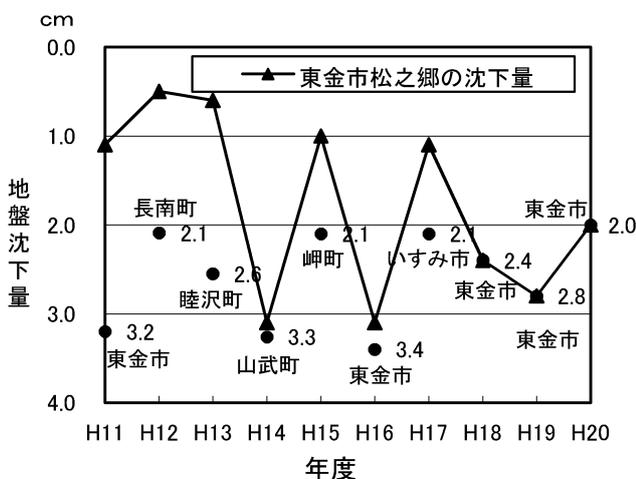


図8 年最大沈下量と  
H20最大沈下地点の沈下量推移

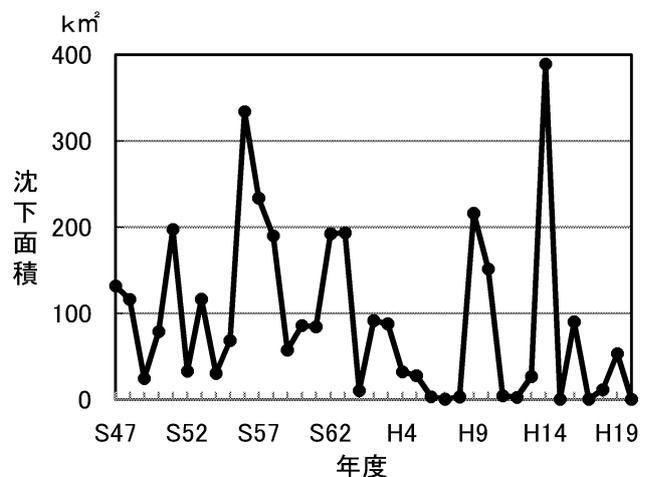


図9 年間2cm以上沈下面積の推移

#### (4) 千葉県関東平野南部

千葉県関東平野南部では、平成20年に〔八街市八街へ〕で最大沈下量1.8cmが観測され、1cm以上沈下した地域の面積は、62km<sup>2</sup>であった。

当該地域は、東の房総丘陵から北にかけて、更新統下総層群からなる下総台地が広くかつ平坦な地形を呈している。利根川及び荒川沿い並びに東京湾岸には沖積平野が分布している。沖積層の下位の下総層群は、砂・砂礫・泥の互層からなり、一般に北西にゆるく傾斜する。また、鮮新～更新統の上総層群には水溶性天然ガスを含む化石地下水が賦存している。

本地域の地盤沈下の原因は、工業用、農業用、水道用、建築物用等の地下水の採取のほかに、水溶性天然ガスの採取が挙げられる。平成20年の地下水採取量は法及び県条例による届出の集計によれば、527千m<sup>3</sup>/日であり、このうち水道用水が約58%、農業用水が約24%となっている。

天然ガスかん水の採取量は、千葉県や船橋市・市川市による鉱区の買い上げなどの施策により、最大採取時の1割程度までに減少させており、船橋市及び市川市周辺の天然ガスかん水採取地域における地盤沈下はほぼ停止している。一方で地盤沈下が進行している地域があるが、地下水採取量は全域的に減少傾向にあることから、複合的な要因による沈下と推測されている。引き続き観測を続け要因分析をするとともに、工業用水法・建築物用地下水の採取の規制に関する法律による規制や、県条例による農業用・水道用等を含めた地下水採取規制を行うこととしている。

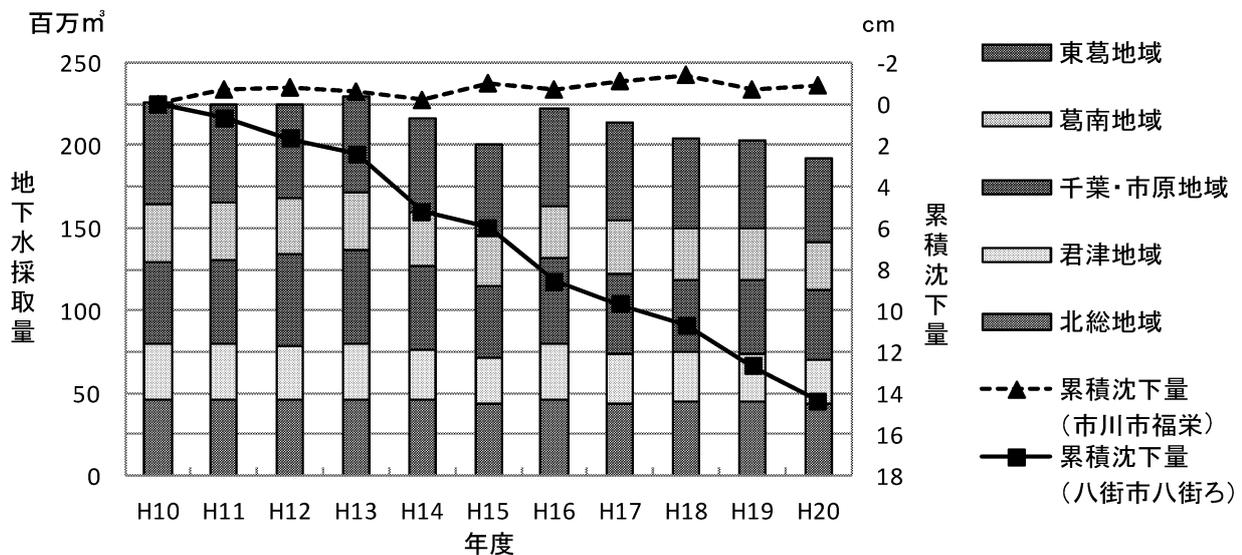


図10 地下水採取量の推移と累積沈下量の推移

(注) 累積沈下量は平成10年度を「0」として表示している

市川市福栄は計測からの累計 (S38~H20) が最大 (211.5cm) の地点で、葛南地域に属する  
八街市八街ろは5年間 (H16~H20) の累計が最大 (8.4cm) の地点で、北総地域に属する

### 3. 地盤沈下の対策

地盤沈下の多くは、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じている。一度沈下した地盤はもとには戻らず、沈下量は年々積算されていくこととなる。このため年間の沈下量がわずかであっても、長期的には建造物の損壊や洪水時の浸水増大などの被害をもたらす危険性がある。そこで地盤沈下防止等を図るため、次のような対策が講じられている。

#### (1) 地下水採取規制等

##### ① 工業用水法 昭和31年6月11日施行（環境省、経済産業省共管）

地下水の採取により地盤沈下等が発生し、かつ工業用水としての地下水利用量が多く、地下水の合理的な利用を確保する必要がある地域（工業用水道の整備前提）において、政令で地域指定し、その地域の一定規模以上の工業用井戸について許可基準（ストレーナー位置、吐出口の断面積）を定めて許可制にすることにより地盤沈下の防止等を図っている。現在までに宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の10都府県17地域において地域指定されている。（表6）

表6 工業用水法指定地域（10都府県65市区町村）

宮城県	仙台市の一部、多賀城市の一部、宮城郡七ヶ浜町の一部
福島県	南相馬市の一部
埼玉県	川口市の一部、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市、さいたま市の一部
千葉県	千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、浦安市、袖ヶ浦市の一部
東京都	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
神奈川県	川崎市の一部
	横浜市の一部
愛知県	名古屋市の一部
	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市の一部、弥富市、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村
三重県	四日市市の一部
大阪府	大阪市の一部
	豊中市の一部、吹田市の一部、高槻市の一部、茨木市の一部、摂津市
	守口市、八尾市の一部、寝屋川市の一部、大東市の一部、門真市、東大阪市の一部、四條畷市の一部
	岸和田市の一部、泉大津市、貝塚市の一部、和泉市の一部、泉北郡忠岡町
兵庫県	尼崎市
	西宮市の一部
	伊丹市

② 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 昭和37年8月31日施行（環境省所管）

地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生するおそれがある地域について政令で地域指定し、その地域の一定規模以上の建築物用井戸について許可基準（ストレーナー位置、吐出口の断面積）を定めて許可制とすることにより地盤沈下の防止を図っている。現在までに大阪府、東京都、埼玉県、千葉県 の4都府県4地域において地域指定されている。（表7）

表7 建築物用地下水の採取の規制に関する法律による指定地域

大阪府	昭和37年8月31日における大阪市の区域
東京都	昭和47年5月1日における東京都の区域のうち特別区の区域
埼玉県	昭和47年5月1日における川口市、浦和市、大宮市、与野市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域
千葉県	昭和49年8月1日における千葉県の区域のうち千葉市（旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、板倉町、高田町及び平川町を除く。）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（五所、八幡、八幡北町、八幡浦、八幡海岸通、西野谷、山木、若宮、菊間、草刈、古市場、大厩、市原、門前、藤井、郡本、能満、山田橋、辰巳台東、辰巳台西、五井、五井海岸、五井南海岸、岩崎、玉前、出津、平田、村上、岩野見、君塚、海保、町田、廿五里、野毛、島野、飯沼、松ヶ島、青柳、千種海岸、西広、惣社、根田、加茂、白金町、椎津、姉崎、姉崎海岸、青葉台、畑木、片又木、迎田、不入斗、深城、今津朝山、柏原、白塚、有秋台東及び有秋台西に限る。）、鎌ヶ谷市及び東葛飾郡浦安町の区域

### ③ 条例等に基づく規制等

多くの地方公共団体（平成21年3月現在、25都道府県、251区市町村）では地下水採取の規制等の条例等を定めて地盤沈下の防止等を図っている。

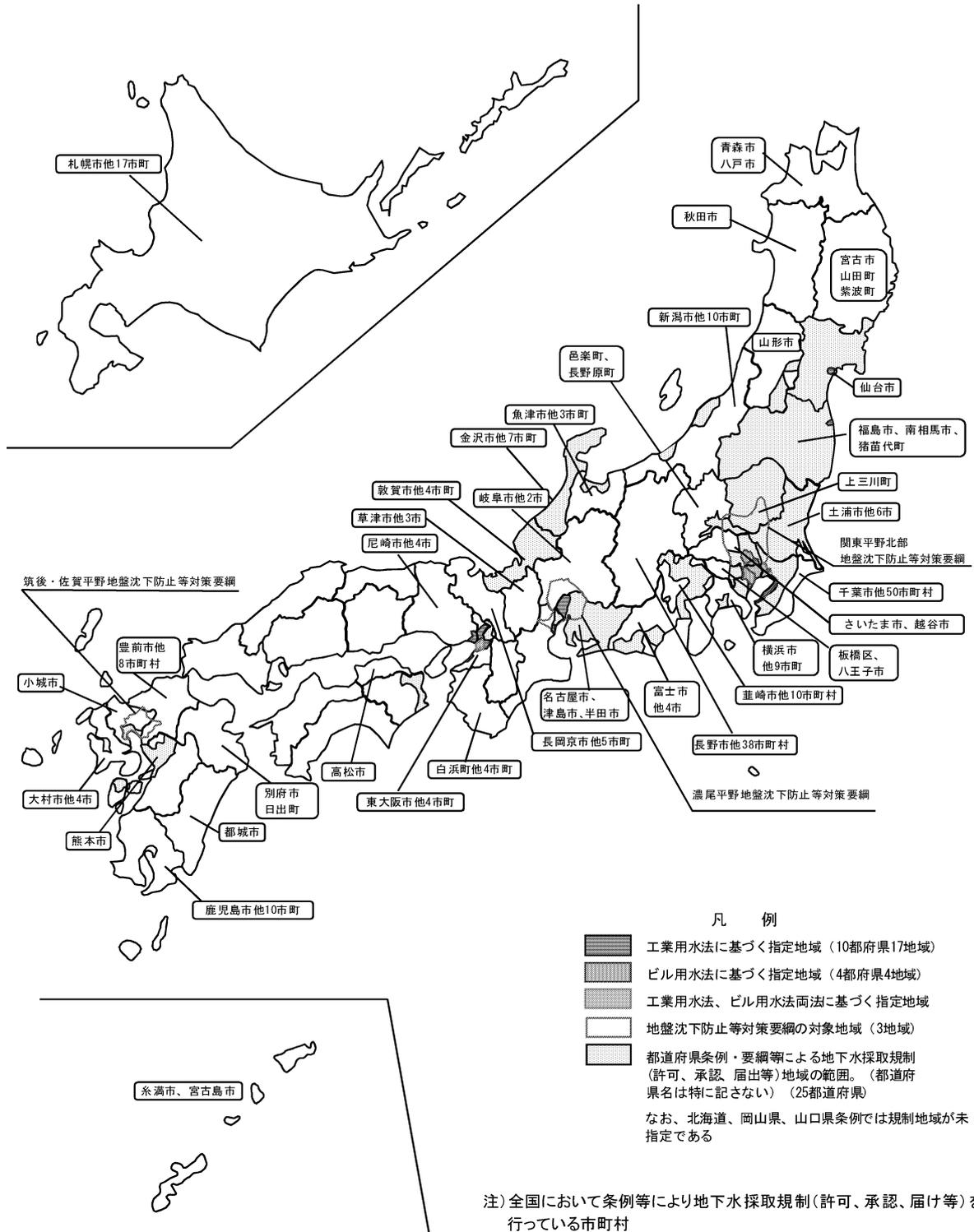


図11 地下水採取の規制状況

## (2) 地盤沈下防止等対策要綱に基づく対策

### ① 地盤沈下防止等対策要綱の概要

地盤沈下の特に著しい地域について地域の実情に応じた総合的な対策を推進するため、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において地域ごとの地盤沈下防止等対策要綱が策定され、地盤沈下を防止するとともに地下水の保全を図ることとなっている。(表8)

表8 各地域の地盤沈下防止等対策要綱の概要

	筑後・佐賀平野	濃尾平野	関東平野北部
決定年月日	昭和60年4月26日	昭和60年4月26日	平成3年11月29日
一部改正年月日	平成7年9月5日	平成7年9月5日	—
対象地域	福岡県及び佐賀県の一部	岐阜県、愛知県及び三重県の一部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域
目標量	佐賀地区：年間600万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 白石地区：年間300万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	年間2.7億 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	年間4.8億 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
地盤沈下防止対策	規制(保全)区域：1)地下水採取規制，2)代替水源の確保及び代替水の供給，3)節水及び水使用の合理化 観測区域：1)地盤沈下、地下水位等の状況把握及び適切な地下水採取について指導		
観測及び調査	1)沈下量、地下水位等の観測及び観測に必要な施設の整備 2)地下水採取量及び地盤沈下等による被害の実態調査 地質・土質等の関連資料を収集整備し、水収支、地下水涵養等に関する調査及び解析		
地盤沈下による災害の防止又は復旧	地盤沈下による湛水災害を防止し、河川管理施設及び土地改良施設等の機能を復旧するための地盤沈下対策事業及び関連事業の推進 地盤沈下による基礎杭の抜け上がり等の被害の発生している公共施設等の復旧に資する事業の推進		

※要綱3地域については平成17年3月30日に、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置し、地下水目標量を現行通りとすること、概ね5年毎に評価検討を行うこと等について今後とも各要綱を継続し地盤沈下対策を推進していくことを申し合わせた。

② 要綱地域の地域別状況

ア) 関東平野北部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱地域における平成20年度の沈下状況については、最大沈下量が栃木県小山市の1.4cm（前年度茨城県坂東市の2.9cm）であった。

関東平野北部の要綱地域においては、2cm以上の沈下は認められなかった。

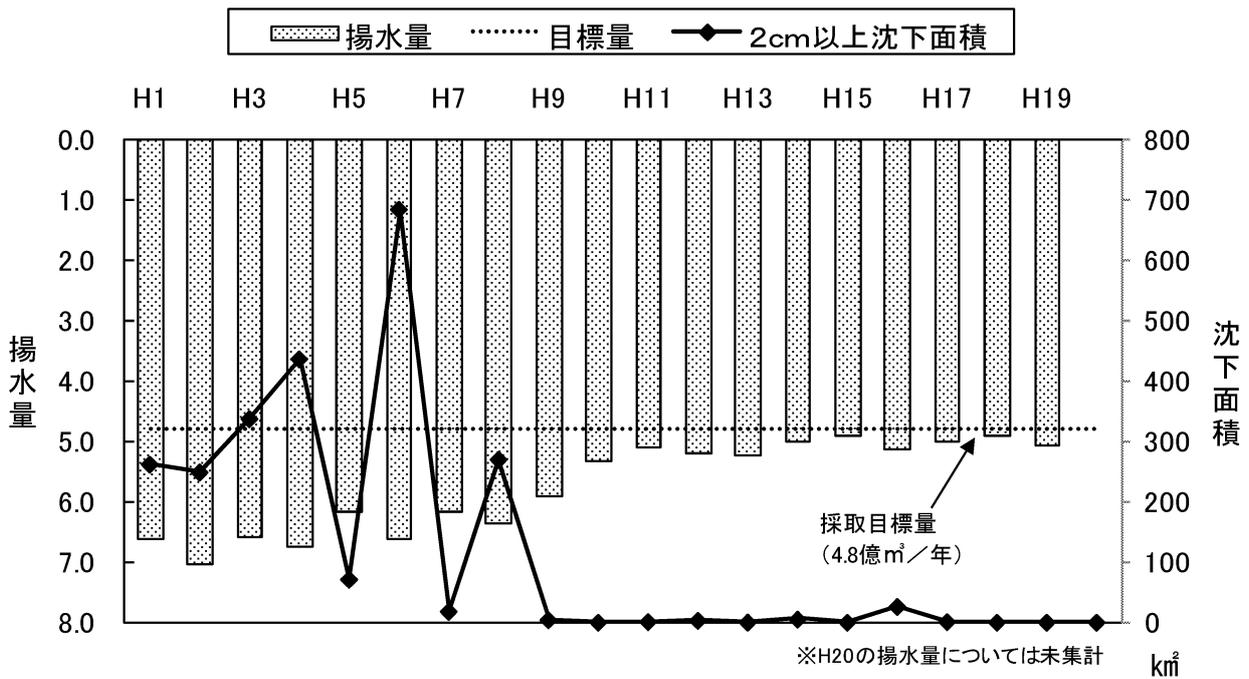


図1.2 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移

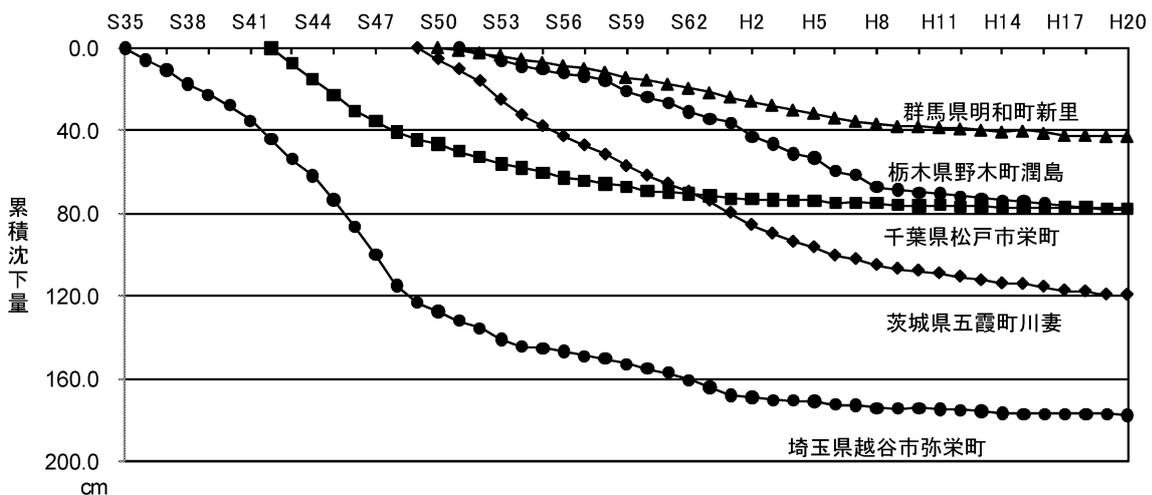


図1.3 地盤沈下の経年変化

イ) 筑後・佐賀平野（福岡県、佐賀県）

筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱地域における平成20年度の沈下状況については、最大沈下量が福岡県みやま市の4.7cm（前年度、佐賀県佐賀市の3.0cm）であった。

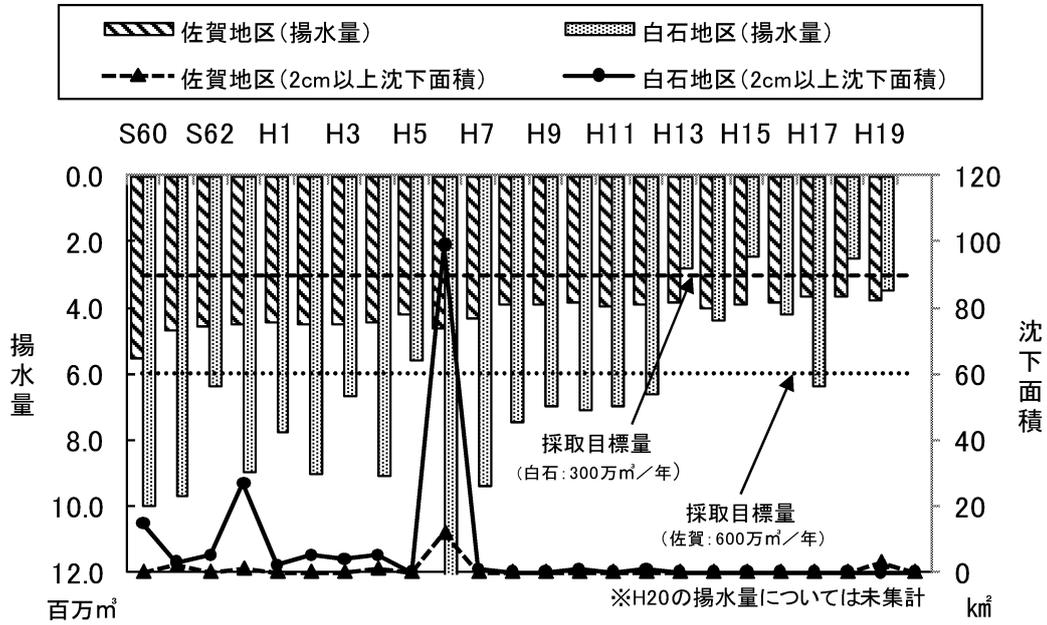


図1 4 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移

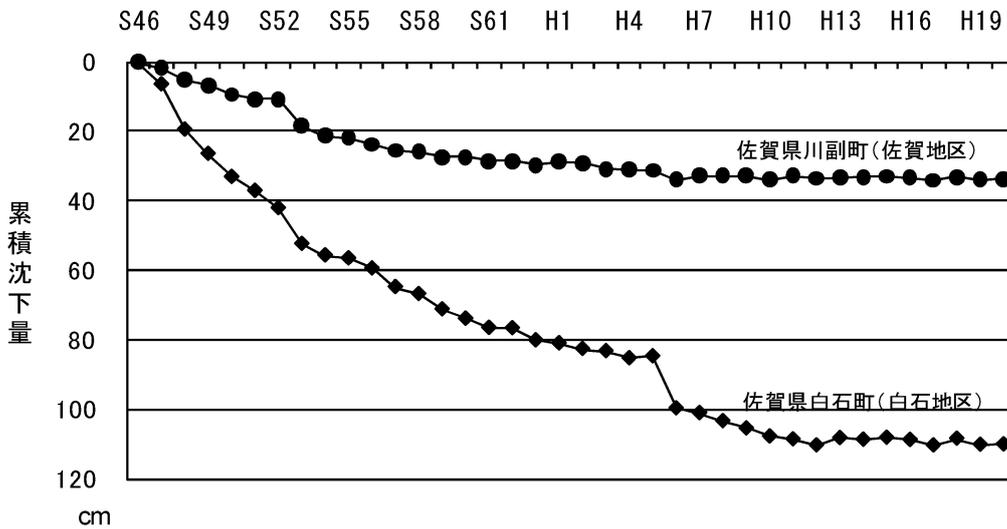


図1 5 地盤沈下の経年変化

ウ) 濃尾平野（愛知県、岐阜県、三重県）

濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱地域における平成20年度の沈下状況については、最大沈下量が岐阜県輪之内町の1.2cm（前年度、岐阜県輪之内町の1.7cm）であり、2cm以上沈下した地点は認められなかった。

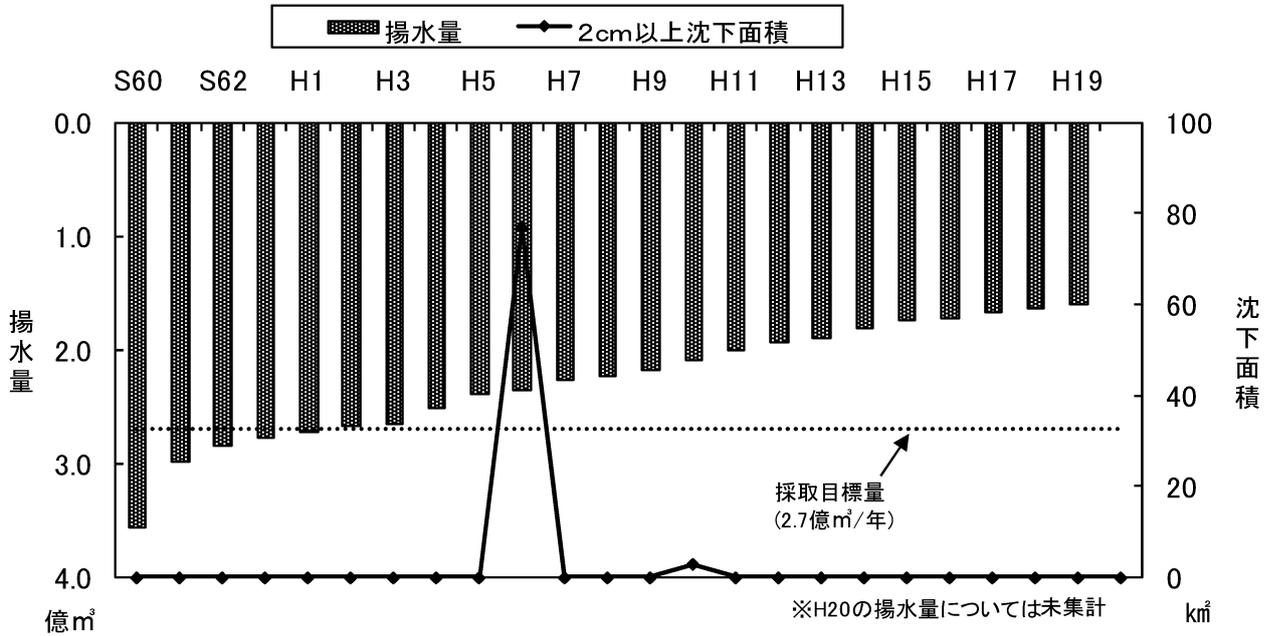


図16 地下水揚水量及び地盤沈下面積の推移

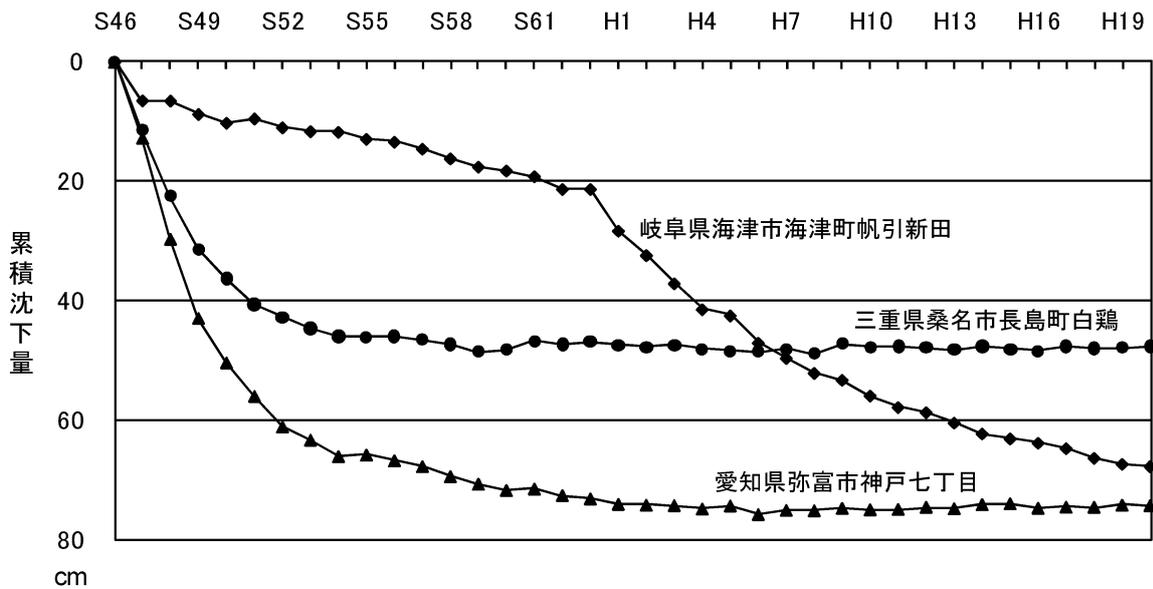


図17 地盤沈下の経年変化

### (3) 地盤沈下の監視・測定状況

地盤沈下や地下水の状況を把握するため、地盤の水準測量や観測井による地下水位及び地盤収縮の監視・測定が地方公共団体により行われている。

地盤沈下の監視にあたっては、「地盤沈下監視ガイドライン」(H17.6.29)を公表し、地方公共団体において実施されている監視水準が適正に保たれるように通知している。

HPアドレス：<http://www.env.go.jp/houdou/gazou/6132/6914/2356.pdf>

平成20年度における観測の状況は、表9のとおりである。

表9 平成20年度地盤沈下等観測状況

水準測量	観測井(井戸数)		
測量延長(km) 10,285	井戸数合計 1,409	地下水位観測	954
		地盤収縮観測	23
		地下水位及び地盤収縮観測	432

### (4) 地盤沈下対策事業

国、地方公共団体等は、地下水から表流水への水源転換のために代替水の確保・供給事業を実施するとともに、地盤沈下により生じた被害の復旧事業及び洪水・高潮等に対処するための防災対策事業を行っている。

### (5) 情報提供による地盤沈下防止の意識の啓発

環境省は、地盤沈下防止の意識の啓発を図ること及び国や地方公共団体の担当者の業務の一助とすることを目的として、地盤沈下や地下水位等の情報、地下水採取規制に関する条例等の情報等を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を環境省ホームページに掲載している。

HPアドレス：[http://www.env.go.jp/water/chikasui\\_jiban.html](http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html)



表10 平成20年度 全国主要地域の地盤沈下状況(その1)

都道府県	地域	地盤沈下の状況																	
		現在までに沈下が認められた地域の面積(km <sup>2</sup> )	地域内での水準点の累計沈下量				地域内での水準点の過去約5年間の累計沈下量				地域内での水準点の最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている地域の沈下面積(km <sup>2</sup> )				
			内ゼロメートル地帯面積(km <sup>2</sup> )	最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	1cm/年以上	2cm/年以上	3cm/年以上	4cm/年以上
北海道	石狩平野	279	-	63.1	S56 ~ H20	81-01	札幌市白石区川下	11.9	H15 ~ H19	77-02	札幌市北区篠路町福移	4.4	H20	77-02	札幌市北区篠路町福移	/	/	/	/
北海道	釧路平野		-	21.0	S44 ~ H15	7606	釧路市幣舞町3丁目	1.4	H8 ~ H13	K2	釧路市星が浦南2丁目	0.2	H10 ~ H13	K2	釧路市星が浦南2丁目	/	/	/	/
北海道	十勝平野		-	20.0	S52 ~ H11	78-03	帯広市柏林台南町3丁目	1.9	S63 ~ H10	77-04	帯広市西22条北1丁目	0.1	H10 ~ H11	98-03	帯広市柏林台南町3-5	/	/	/	/
青森	青森平野	39		59.0	S56 ~ H19	25A	青森市沖館1丁目	2.6	H15 ~ H19	37A	青森市港町3丁目	平均 0.55	H18 ~ H19	37A	青森市港町3丁目	-	-	-	-
青森	津軽平野			25.0	S43 ~ S61	交 6112	五所川原市岩木町	/	/	/	/	平均 2.0	S58 ~ S61	交 6112	五所川原市岩木町	/	/	/	/
青森	八戸	8		45.2	S50 ~ H20	No.8	八戸市柏崎二丁目	4.7	H16 ~ H20	No.45	八戸市吹上三丁目	平均 0.98	H19 ~ H20	No.45	八戸市吹上三丁目	/	/	/	/
宮城	石巻	5	1	8.1	S56 ~ H15	081- 07-00	石巻市魚町1丁目	4.5	H11 ~ H15	081- 08-00	石巻市南浜町1丁目	4.2	H15	081- 08-00	石巻市南浜町1丁目	/	/	/	/
宮城	気仙沼	5	1	27.1	S50 ~ H20	10	気仙沼市弁天町2丁目	3.6	H16 ~ H20	10	気仙沼市弁天町2丁目	1.1	H20	10	気仙沼市弁天町2丁目	-	-	-	-
宮城	古川	10	0	24.2	S58 ~ H20	12	大崎市古川旭	3.6	H16 ~ H20	12	大崎市古川旭	1.2	H20	12	大崎市古川旭	-	-	-	-
宮城	仙台平野	290		47.4	S49 ~ H20	045- 018	塩釜市北浜	4.5	H16 ~ H20	045- 018	塩釜市北浜	平均 0.85	H19 ~ H20	仙苦3 -2	宮城野区目の町2丁目	0	-	-	-
秋田	象潟・金浦	10	0	57.0	S46 ~ S60	6595	由利郡金浦町赤石	/	/	/	/	1.8	S60	16	由利郡金浦町赤石	/	/	/	/
山形	山形盆地	63	0	43.5	S49 ~ H20	15	山形市大字服部	6.9	H15 ~ H20	61	山形市大字天神町	平均 1.18	H19 ~ H20	21	山形市大字灰塚字無頭	/	/	/	/
山形	米沢盆地	7		26.4	S49 ~ H20	9	米沢市門東町1丁目	6.3	H16 ~ H20	23	米沢市門東町1丁目	1.3	H20	79	米沢市金池8丁目	0	-	-	-

※毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。(測量期間は年度で表示する)

※沈下量は四捨五入。

※「現在沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別(1,2,3,4cm/年別)の面積であり、

ア)面積は四捨五入のうえで、1km<sup>2</sup>単位で表示している。従って、0km<sup>2</sup>とは、0.5km<sup>2</sup>未満である。

イ)-は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

ウ)/は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲  地方の規制等 条例:○ 要綱等:△	直接被害							間接被害		地下水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計		一般施設		公共施設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 または 脆弱化	井戸等 の 抜け 上がり	港湾・ 海岸 施設の 沈下	堤防・ 護岸等 の 沈下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破損	埋設物 の破損					
			○											石狩平野	北海道
														釧路平野	北海道
			○											十勝平野	北海道
			○			●	●							青森平野	青森
														津軽平野	青森
			△			△								八戸	青森
												●		石巻	宮城
						●				●		●		気仙沼	宮城
					●									古川	宮城
90(0)		90(0)	○	○	○			●	○	●	○	●	△	仙台平野	宮城
														象潟・金 浦	秋田
			○											山形盆地	山形
			○											米沢盆地	山形

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:極めて局部的に被害が認められるもの  
(備考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下関し測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。

「ゼロメートル地帯面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。

空欄は、面積を算定していないことを示している。

表10 平成20年度 全国主要地域の地盤沈下状況(その2)

都道府県	地域	地盤沈下の状況																	
		現在までに沈下が認められた地域の面積(km <sup>2</sup> )		地域内での水準点の累計沈下量				地域内での水準点の過去約5年間の累計沈下量				地域内での水準点の最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている地域の沈下面積(km <sup>2</sup> )			
		内ゼロメートル地帯面積(km <sup>2</sup> )	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	1cm/年以上	2cm/年以上	3cm/年以上	4cm/年以上	
福島	福島盆地		7.0	S29～S60	交2138	福島市入江町	/	/	/	/	平均0.3	S53～S60	2140	福島市瀬上町	/	/	/	/	
福島	原町	41	0	164.7	S30～H16	本4	南相馬市原町区米々沢	0.6	H8～H16	本24	南相馬市原町区堤谷	平均0.075	H8～H16	本24	南相馬市原町区堤谷	/	/	/	/
福島	いわき		7.0	S28～S59	交4201	いわき市平	/	/	/	/	平均1.0	S59～H6	006-179	いわき市錦町	/	/	/	/	
茨城	関東平野	52		119.4	S50～H20	82	五霞町川妻	7.7	H2～H20	9	古河市三和	1.4	H20	10905	龍ヶ崎市小通幸谷町	1	-	-	-
栃木	関東平野	303		77.7	S51～H20	51-09	下都賀郡野木町潤島	5.2	H15～H20	51-10	下都賀郡野木町丸林	1.4	H20	51-18	小山市横倉	21	-	-	-
群馬	関東平野	273		42.5	S50～H20	50-08	邑楽郡明和町新里	3.9	H16～H20	10-01	邑楽郡板倉町朝日野	0.7	H20	10-01	邑楽郡板倉町朝日野	-	-	-	-
埼玉	関東平野	1650		177.4	S36～H20	11097	越谷市弥栄町	9.1	H16～H20	55-37	越谷市千間台東	1.1	H20	建No.24	大利根町新川通	2	-	-	-
千葉	関東平野南部	2138	9	211.5	S38～H20	I-3	市川市福栄	8.4	H15～H20	YM-5	八街市八街ろ	1.8	H20	YM-12	八街市八街へ	62	-	-	-
千葉	九十九里平野	981	8	99.3	S44～H20	45	茂原市南吉田	11.7	H16～H20	TO-22	東金市酒蔵	2.0	H20	TO-20	東金市松之郷	121	1	-	-
東京	関東平野南部	955	124	448.8	T7～H20	9832	江東区南砂2丁目	2.4	H16～H20	江(42)	江戸川区臨海町2丁目	0.7	H20	BM.18	町田市本町田	-	-	-	-
神奈川	関東平野南部	211	1	140.7	S6～S29	22	川崎区渡田2丁目	11.0	H16～H20	T-49	横浜市栄区金井町	0.9	H20	M-17	横浜市都筑区佐江戸町	-	-	-	-
神奈川	県央・湘南	102		39.0	S50～H20	13	厚木市旭町	3.2	H16～H20	29	厚木市酒井	0.8	H20	F39	藤沢市江の島	-	-	-	-

※毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。(測量期間は年度で表示する)

※沈下量は四捨五入。

※「現在沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別(1,2,3,4cm/年別)の面積であり、

ア)面積は四捨五入のうえで、1km<sup>2</sup>単位で表示している。従って、0km<sup>2</sup>とは、0.5km<sup>2</sup>未満である。

イ)ーは、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

ウ)/は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲  地方の規制等 条例:○ 要綱等:△	直接被害							間接被害		地下水の塩水化	地 域	都道府県
工業用水法指定地域の面積	ビル用水法指定地域の面積	合 計		一般施設		公共施設					洪水・高潮の危険性大	排水不良			
				建築物の破損または脆弱化	井戸等の抜け上がり	港湾・海岸施設の沈下	堤防・護岸等の沈下	道路・橋梁等の沈下・破損	農業用水路の沈下・破損	埋設物の破損					
			○											福島盆地	福島
41(0)		41(0)	○	●	●			●	●			●		原町	福島
			○											いわき	福島
			● ▲ ○											関東平野	茨城
			● ▲ △											関東平野	栃木
			● ▲ ○											関東平野	群馬
154(0)	254(0)	299(0)	● ▲ ○ △	○	●		●	●	●	●	●	○		関東平野	埼玉
331(9)	541(9)	556(9)	● ▲ ○	●		○	●	●			●	●		関東平野南部	千葉
			○ △				●						●	九十九里平野	千葉
254(124)	577(124)	592(124)	○											関東平野	東京
73.30 (1.38)		73.30 (1.38)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	関東平野南部	神奈川
			○	●	●	●			●	●				県央・湘南	神奈川

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:極めて局部的に被害が認められるもの (備考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下関し測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。

「ゼロメートル地帯面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。

空欄は、面積を算定していないことを示している。

表10 平成20年度 全国主要地域の地盤沈下状況(その3)

都道府県	地域	地盤沈下の状況																	
		現在までに沈下が認められた地域の面積(km <sup>2</sup> )		地域内での水準点の累計沈下量				地域内での水準点の過去約5年間の累計沈下量				地域内での水準点の最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている地域の沈下面積(km <sup>2</sup> )			
		内ゼロメートル地帯面積(km <sup>2</sup> )	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	1cm/年以上	2cm/年以上	3cm/年以上	4cm/年以上	
新潟	新潟平野	804	183	282.7	S32 ~ H20	50	新潟市 西区寺 尾上二 丁目	8.4	H16 ~ H20	A	新潟市北 区松浜町	1.5	H20	A	新潟市 北区松 浜町	6	-	-	-
新潟	長岡	71		21.1	S50 ~ H20	NA-41	長岡市 蓮濁	新潟県中越地震により地下揚水 による沈下を評価できなかったた め、算出せず				平均 0.2	H19 ~ H20	NA-56	長岡市 関原町	-	-	-	-
新潟	柏崎	12		20.0	S62 ~ H16	No.68	柏崎市 元城町	3.7	H12 ~ H16	No.68	柏崎市元 城町	0.7	H15	No.公 -5-1	柏崎市 大久保	/	/	/	/
新潟	南魚沼	70		86.3	S54 ~ H20	M-25	南魚沼 市伊勢 町	13.1	H16 ~ H20	M-40	南魚沼 市伊勢 町	1.9	H20	MY-4	南魚沼 市六日 町	1	-	-	-
新潟	高田平野	197		40.9	S43 ~ H20	II 3475	上越市 吉野	4.2	H16 ~ H20	KI-1	上越市清 里区今 曽根	0.9	H20	0-6	上越市 大潟区 渋柿五 ヶ割	-	-	-	-
富山	富山・砺 波平野			7.0	S63 ~ H16	No.20	富山市 鍋田	/	/	/	/	平均 0.45	S63 ~ H16	No.20	富山市 鍋田	/	/	/	/
石川	七尾	15		22.3	S47 ~ H20	21	七尾市 府中町	9.3	H16 ~ H20	12	七尾市府 中町	0.6	H20	41	七尾市 細口町	-	-	-	-
石川	金沢平野	112		53.1	S49 ~ H19	43008 -014	かほく市 大崎	7.8	H16 ~ H20	43008 -010	金沢市近 岡町	1.4	H20	43008 -010	金沢市 近岡町	8	-	-	-
福井	福井平野	14		8.7	S51 ~ H12	40	福井市 下荒井 町	1.0	H17 ~ H20	101	福井市月 見4丁目	平均 0.25	H17 ~ H20	101	福井市 月見4丁 目	-	-	-	-
山梨	甲府盆地	80		17.1	S49 ~ H20	No.2	中央市 成島	1.3	S56 ~ H20	55-8	中央市井 之口	0.2	S56 ~ H20	90-1	中央市 山之神	-	-	-	-
長野	諏訪盆地	20		57.0	S52 ~ H18	No.60	諏訪市 四賀	5.6	H14 ~ H18	No.64	諏訪市四 賀	1.3	H18	No.3	諏訪市 中州	/	/	/	/
岐阜	濃尾平野	286	61	38.7	S46 ~ H20	桑原	羽島市 中小藪	5.3	H16 ~ H20	上流 IL-1	安八郡輪 之内町松 内	1.3	H20	上流 IR-8	大垣市 新開町	0	-	-	-

※毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。(測量期間は年度で表示する)

※沈下量は四捨五入。

※「現在沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別(1,2,3,4cm/年別)の面積であり、

ア)面積は四捨五入のうえで、1km<sup>2</sup>単位で表示している。従って、0km<sup>2</sup>とは、0.5km<sup>2</sup>未満である。

イ)は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

ウ)/は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲  地方の規制等 条例 :○ 要綱等:△	直接被害							間接被害		地下水の塩水化	地 域	都道府県
工業用水法指定地域の面積	ビル用水法指定地域の面積	合 計 うち( )はゼロメートル地帯面積(k㎡)		一般施設		公共施設					洪水・高潮の危険性大	排水不良			
				建築物の破損または脆弱化	井戸等の抜け上がり	港湾・海岸施設の沈下	堤防・護岸等の沈下	道路・橋梁等の沈下・破損	農業用水路の沈下・破損	埋設物の破損					
			○ △	●		●	○		●		●	○		新潟平野	新潟
			○											長岡	新潟
					○				○		●			柏崎	新潟
			○ △	○	○						●			南魚沼	新潟
			○ △	○	○				○				○	高田平野	新潟
			○										△	富山・砺波平野	富山
			○	●	●	●	●				●	●	●	七尾	石川
			○										△	金沢平野	石川
			○ △											福井平野	福井
			△											甲府盆地	山梨
			○	△	△	△	△	△	△	△	△	△		諏訪盆地	長野
			▲											濃尾平野	岐阜

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:極めて局部的に被害が認められるもの(備考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下関し測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。

「ゼロメートル地帯面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。

空欄は、面積を算定していないことを示している。

表10 平成20年度 全国主要地域の地盤沈下状況(その4)

都道府県	地域	地盤沈下の状況																	
		現在までに沈下が認められた地域の面積(km <sup>2</sup> )		地域内での水準点の累計沈下量				地域内での水準点の過去約5年間の累計沈下量				地域内での水準点の最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている地域の沈下面積(km <sup>2</sup> )			
		内ゼロメートル地帯面積(km <sup>2</sup> )	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	最大値	測量期間	点番号	所在地	1cm/年以上	2cm/年以上	3cm/年以上	4cm/年以上	
静岡	静岡(静岡)		5.2	S54～H15	001-171	清水区鶴舞町1-1	1.9	H9～H15	001-170	清水区小芝町	平均0.3	H9～H15	001-170	清水区小芝町	/	/	/	/	
静岡	富士(岳南)		6.3	S54～H13	カー9	富士市富士岡	0.2	H10～H13	カー2	富士市川尻新田	0.0	H10～H13	カー2	富士市川尻新田	/	/	/	/	
静岡	沼津・三島		19.2	S55～H20	キ-12	函南町肥田	1.4	H15～H20	キ-10	三島市梅名	平均0.24	H18～H20	キ-10	三島市梅名	/	/	/	/	
愛知	濃尾平野	735	279	149.0	S38～H20	A3-4	弥富市神戸	4.4	H15～H20	A365	愛西市森川町	0.9	H20	A365	愛西市森川町	-	-	-	-
愛知	豊橋平野		27	6.0	S50～H18	154	田原市田原町字晩田	1.0	H14～H18	923	田原市渥美町大字福江	0.7	H18	894	豊川市御津町御馬塩浜	/	/	/	/
愛知	岡崎平野	65	57	43.0	S50～H19	A200	幡豆郡吉良町白浜新田	3.1	H15～H19	A355	幡豆郡吉良町吉田	0.8	H19	A355	幡豆郡吉良町吉田	/	/	/	/
三重	濃尾平野	120	55	158.1	S37～H20	C35-16	桑名市長島町白鷄	2.4	H16～H20	平賀	桑名市多度町福永	0.7	H20	C35-9	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中	-	-	-	-
京都	京都盆地		37.1	S48～H14	京都市No.25	京都市南区上鳥羽塔ノ森	1.9	H11～H16	京都府No.12	大山崎町字円明寺小字葛原	平均0.12	H15～H19	京都市No.4	京都市伏見区横大路	/	/	/	/	
大阪	大阪平野	635	80	292.2	S10～H19	西-4	大阪市此花区西島1丁目	3.4	H15～H19	西-17(Ⅲ)	大阪市此花区梅町	平均0.67	H18～H19	西-45	大阪市西区九条2丁目	/	/	/	/
兵庫	豊岡盆地		0	18.9	H1～H20	No.1	豊岡市幸町	2.8	H16～H20	No.1	豊岡市幸町	0.4	H20	No.1 KBM.1	豊岡市幸町豊岡市加陽	-	-	-	-
兵庫	播磨平野		7.0	S23～S45	432	加古川市野口町	/	/	/	/	平均0.7	S54～S57	430	加古川市米田町	/	/	/	/	
兵庫	淡路島南部		5.0	S39～S45	028-054	南あわじ市(旧三原郡三原町)	/	/	/	/	平均0.9	S39～S45	028-054	南あわじ市(旧三原郡三原町)	/	/	/	/	
兵庫	大阪平野	50	16	296.5	S7～H19	A59	尼崎市末広町1丁目	11.0	H15～H19	B45	尼崎市扇町	平均2.7	H16～H19	B45	尼崎市扇町	/	/	/	/

※毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。(測量期間は年度で表示する)

※沈下量は四捨五入。

※「現在沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別(1,2,3,4cm/年別)の面積であり、

ア)面積は四捨五入のうえで、1km<sup>2</sup>単位で表示している。従って、0km<sup>2</sup>とは、0.5km<sup>2</sup>未満である。

イ)は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

ウ)は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止 等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲  地方の規制等 条例:○ 要綱等:△	直接被害							間接被害		地下水の 塩水化	地 域	都道 府県
工業用水 法指定地 域の面積	ビル用水 法指定地 域の面積	合 計		一般施設		公共施設					洪水・ 高潮の 危険性 大	排水 不良			
				建築物 の破損 または 脆弱化	井戸等 の 抜け 上がり	港湾・ 海岸 施設の 沈下	堤防・ 護岸等 の 沈下	道路・ 橋梁等 の沈下 ・破損	農業用 水路の 沈下・ 破損	埋設物 の破損					
														静岡 (静岡)	静岡
													●	富士 (岳南)	静岡
														沼津・三 島	静岡
458(223)		458(223)	● ○	●	●	○	○	●	○	●	○	○	○	濃尾平野	愛知
			○										○	豊橋平野	愛知
			○	●	●	○	○	●	○		○	○	○	岡崎平野	愛知
34(0)		34(0)	● ▲ ○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	濃尾平野	三重
			○											京都盆地	京都
432.51(78. 21)	203(73)	479.51(78. 21)	○	●	●	○	○	●	●	●	○	○	△	大阪平野	大阪
-	-	-	-	○	△		○	○	○	○		○		豊岡盆地	兵庫
													○	播磨平野	兵庫
														淡路島南 部	兵庫
49(16)		49(16)	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○		大阪平野	兵庫

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:極めて局部的に被害が認められるもの  
(備考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下関し測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。

「ゼロメートル地帯面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。

空欄は、面積を算定していないことを示している。

表10 平成20年度 全国主要地域の地盤沈下状況(その5)

都道府県	地域	地盤沈下の状況																	
		現在までに沈下が認められた地域の面積(km <sup>2</sup> )	内ゼロメートル地帯面積(km <sup>2</sup> )	地域内での水準点の累計沈下量				地域内での水準点の過去約5年間の累計沈下量				地域内での水準点の最近の年間沈下量				現在、沈下が生じている地域の沈下面積(km <sup>2</sup> )			
				最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	最大値(cm)	測量期間	点番号	所在地	1cm/年以上	2cm/年以上	3cm/年以上	4cm/年以上
鳥取	鳥取平野	10		38.3	S53～H16	建	鳥取市田園町4丁目	4.5	H12～H16	7	鳥取市秋里	平均0.90	H12～H16	7	鳥取市秋里	/	/	/	/
岡山	岡山平野			7.7	S44～H4	片岡井戸	岡山市豊田	/	/	/	/	0.1	H5	沈下計2	岡山市西幸西	/	/	/	/
広島	広島平野	35	9	20.0	S30～S48	958	広島市南区	/	/	/	/	平均0.2	S58～S63	1667	広島市東区愛宕町	/	/	/	/
徳島	徳島平野	17		11.0	S39～S46	055-004	徳島市論田町	/	/	/	/	平均0.6	S54～S57	5074	徳島市西須賀町	/	/	/	/
香川	讃岐平野高松周辺			9.0	S22～H5	339	高松市前田東町	0.3	H7～H13	固14	高松市観光町	平均0.1	H11～H13	No14	高松市春日町	/	/	/	/
香川	讃岐平野坂出丸亀周辺			1.0	S55～H14	固22	丸亀市柞原町	0.4	H8～H14	No501	坂出市林田町	平均0.1	H12～H14	No501	坂出市林田町	/	/	/	/
高知	高知平野	25	10	23.0	S48～H15	7	高知市丸池町	1.6	H11～H15	7	高知市丸池町	平均0.3	H11～H15	7	高知市丸池町	/	/	/	/
福岡	筑後・佐賀平野			76.8	S59～H20	223	柳川市	5.2	H16～H20	基2	みやま市高田町	4.7	H20	基2	みやま市高田町	1	0	0	0
佐賀	筑後・佐賀平野	327	207	123.8	S32～H20	3334	杵島郡白石町横手	3.6	H16～H20	千1	神埼市千代田町直鳥	0.5	H20	千1	神埼市千代田町直鳥	-	-	-	-
長崎	島原半島基部	15	6	19.0	S52～S62	D1	諫早市森山町諫早干拓地	/	/	/	/	1.9	H4	NO.9水準点	諫早市諫早干拓地	/	/	/	/
熊本	熊本平野			34.0	S44～H16	熊本県BM	熊本市沖新町	1.5	H13～H17	県8	熊本市奥古閑町	0.3	H17	県BM1市BM4	城山半田町上熊本3丁目	/	/	/	/
大分	大分平野			5.7	M29～	標石番号2632	大分市大字木田	2.6	H18.1	標石番号2632	大分市大字木田	+1.91	H18.1	-	大分市街地の国道10号線	/	/	/	/
宮崎	宮崎平野			18.5	S55～H15	SE-10	宮崎市佐土原町下田島	2.3	H11～H15	SE-48	新富町下富田	1.0	H15	SE-11	宮崎市佐土原町下田島	/	/	/	/

※毎年測量が実施されていない地域は、測量が実施された期間で平均した沈下量を示す。(測量期間は年度で表示する)

※沈下量は四捨五入。

※「現在沈下が生じている地域の沈下面積」は、当該年度の測量によって認められた沈下量別(1,2,3,4cm/年別)の面積であり、

ア)面積は四捨五入のうえで、1km<sup>2</sup>単位で表示している。従って、0km<sup>2</sup>とは、0.5km<sup>2</sup>未満である。

イ) -は、当該沈下量に該当する水準点がないものを示している。

ウ) /は、当該年度に測量が実施されなかった地域を示している。

現行法による地下水採取規制地域			地盤沈下防止等対策要綱 規制地域:● 観測地域:▲  地方の規制等 条例:○ 要綱等:△	直接被害							間接被害		地下水の塩水化	地 域	都道府県	
工業用水法指定地域の面積	ビル用水法指定地域の面積	合 計 うち( )はゼロメートル地帯面積(k㎡)		一般施設		公共施設					洪水・高潮の危険性大	排水不良				
				建築物の破損または脆弱化	井戸等の抜け上がり	港湾・海岸施設の沈下	堤防・護岸等の沈下	道路・橋梁等の沈下・破損	農業用水路の沈下・破損	埋設物の破損						
														鳥取	鳥取	
					●					●				岡山平野	岡山	
				●					●				○	広島平野	広島	
			○							○		●	○	徳島平野	徳島	
														讃岐平野 高松周辺	香川	
														讃岐平野 坂出丸亀 周辺	香川	
				●	●				●			●	●	○	高知平野	高知
			▲												筑後・佐賀平野	福岡
			● ▲ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	筑後・佐賀平野	佐賀	
				○	○	●	●	●		●		●		島原半島 基部	長崎	
													△	熊本平野	熊本	
														大分平野	大分	
														宮崎平野	宮崎	

直接被害、間接被害、地下水塩水化の表記は、

●:対策済み ○:一部対策が施されているものを含め、現在なお被害が認められるもの △:極めて局部的に被害が認められるもの(備考)

1 沈下量等の基礎資料は国土交通省国土地理院による一等水準路線の検測、地方公共団体による地盤沈下関し測定のための水準測量等による。

2 「現在までに沈下が認められた地域の面積」は、今までの調査の結果、地盤沈下が認められた地域の総面積を示している。

「ゼロメートル地帯面積」は、「現在までに沈下が認められた地域の面積」の内、朔望平均満潮位以下の地域の面積を示している。

空欄は、面積を算定していないことを示している。

### Ⅲ. 参 考

#### 1. 我が国の地下水利用状況

地下水は、重要な水資源として工業・上水道・農業用等各種の用途に広く活用されている。地下水利用状況は下表のとおりとなっている。

表 1 1 用途別水利用状況 (単位：億m<sup>3</sup>/年)

用 途	全水利用量	表流水その他	地 下 水	地下水依存率
工 業 用	90.1	67.7	22.4	24.9%
上 水 道 用	161.7	124.1	32.6	20.2%
農 業 用	547.0	514.0	33.0	6.0%
その他(建築物用等)			6.5	

- (備考) 1. 工業用は、経済産業省「平成19年工業統計「用地・用水編」」により操業日数300日として算出した。工業用の全水利用量とは回収水を除く淡水取水量、地下水とは井戸水(浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水)をいう。
2. 上水道用は、社団法人日本水道協会「日本の水道の現状」より平成19年度水道水源の状況から数値を引用した。地下水としては井戸水の数値を引用した。
3. 農業用は、国土交通省「平成21年版日本の水資源」の農業用水全水使用量とした。農業用地下水は農林水産省「第4回農業用地下水利用実態調査」(平成7年10月から平成8年9月調査)による。地下水とは、深井戸、浅井戸、集水渠及び湧水等より取水されるものをいう。
4. その他(建築物用等)は、環境省が地方公共団体(31都道府県)で、条例等による届出等により把握されている地下水利用量を合計したものである。

#### 2. 最近の年降水量の経年変化

表 1 2 近年10ヶ年の主要地域における年降水量 (単位：mm)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
札幌	1,094.5	1,444.5	1,125.0	1,101.0	916.0
東京	1,622.0	1,603.0	1,491.0	1,294.5	1,854.0
名古屋	1,628.5	1,735.5	1,415.0	1,082.5	1,905.0
大阪	1,365.5	1,163.5	1,041.5	954.0	1,528.5
福岡	1,661.5	1,344.0	1,942.5	1,371.5	1,600.5

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成11年～20年平均
札幌	1,130.5	1,236.5	1,445.5	1,028.5	843.0	1,106.5
東京	1,750.0	1,482.0	1,740.0	1,332.0	1,857.5	1,602.6
名古屋	1,947.5	900.5	1,611.5	1,269.5	1,579.5	1,507.5
大阪	1,594.5	909.0	1,399.5	962.5	1,262.5	1,218.1
福岡	1,741.5	1,020.0	2,018.0	1,195.0	1,780.5	1,567.5

平成21年版日本の水資源(国土交通省)より抜粋

### 3. 地盤沈下の機構

地盤沈下は、図19のように過剰な地下水採取により、主として粘土層が収縮することで生じる現象である。

すなわち、地下水は雨水や河川水等の地下浸透により涵養されているが、この涵養に見合う以上の汲み上げによって、帯水層の水圧が低下（地下水位が低下）し、粘土層の間隙水が帯水層に排出されて、粘土層が収縮することによる。

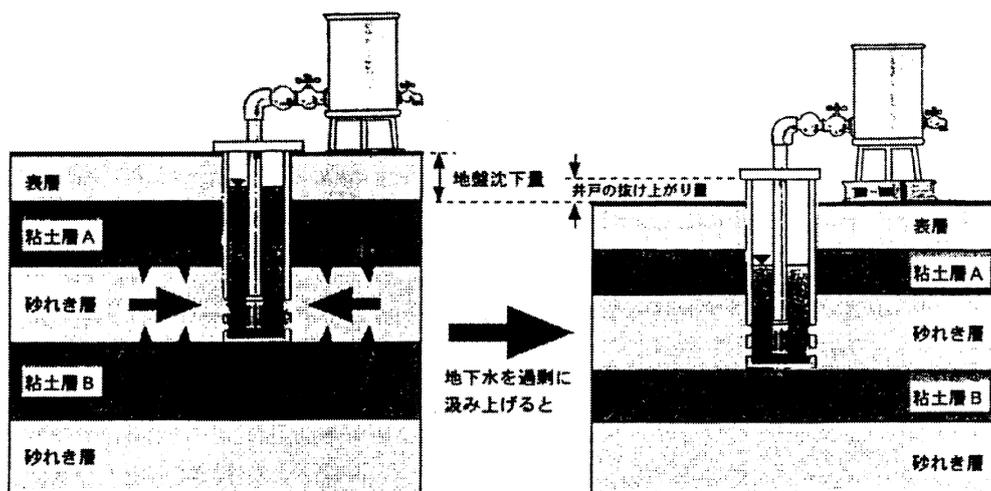


図19 地盤沈下のしくみと抜け上がり現象

### 4. 地盤沈下の歴史

地下水は生活用水源として古くから利用、開発されてきたが、その利用形態は地下水利用技術（さく井技術など）の進歩と経済の発達に伴う水需要の増大の二つを背景として、さまざまの変遷を経て現在に至っている。揚水技術が近代化する以前の地下水使用量は量的には少なく、自然の涵養量と平衡する程度のものであった。しかし、大正の初期から近代的なさく井技術によって深井戸が設置され、自然の涵養量を上回る大量の地下水採取が行われるに従って地盤沈下の現象が見られるようになった。

東京都江東地区では大正の初期、大阪市西部では昭和の初期から地盤沈下現象が注目された。その後、急速に沈下が進むにつれて、不等沈下、抜け上がり等による建造物の損壊あるいは高潮等による被害が生じ、地盤沈下は大きな社会問題となった。これらの地域では、戦災を受けた昭和20年前後には地下水の採取量が減少したこともあって一時的に沈下が停止したが、昭和25年頃から経済の復興とともに地下水使用量が急増するにつれて再び沈下は激しくなり、沈下地域も拡大してきた。昭和30年以降には、地盤沈下は大都市ばかりでなく、新潟平野、濃尾平野、筑後・佐賀平野をはじめとして全国各地において認められるようになった（図18）。昭和40年代には、各地で年間20cmを超える沈下が認められ、著しい被害が発生するに至った。

このような状況から、地盤沈下防止のためには地下水採取規制措置を講ずる必要があることが広く一般に認識され、地下水の採取を規制することによる地盤沈下の防止を目的とした法制として、工業用地下水を対象とした「工業用水法」が昭和31年に、冷暖房用等の建築物用地下水を対象とした「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が昭和37年に制定された。また、地方公共団体においても条例等により地下水採取制限が行われ、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向をたどっている。

近年、なお地盤沈下の生じている地域における主な地下水利用状況等を見ると、

- ①埼玉県関東平野、愛知県濃尾平野のように都市用水としての利用が多い地域
- ②佐賀県筑後・佐賀平野のようにかんがい期において農業用水としての利用が多い地域
- ③新潟県南魚沼、高田平野のように冬期の消融雪用が多い地域
- ④千葉県九十九里平野のように水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域

等であり、地下水採取規制とともに、代替水源の確保等の措置が講じられている。

このうち、広域に総合的対策を講ずべき、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域については、昭和56年11月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置され、それぞれ地盤沈下防止等対策要綱が定められている。

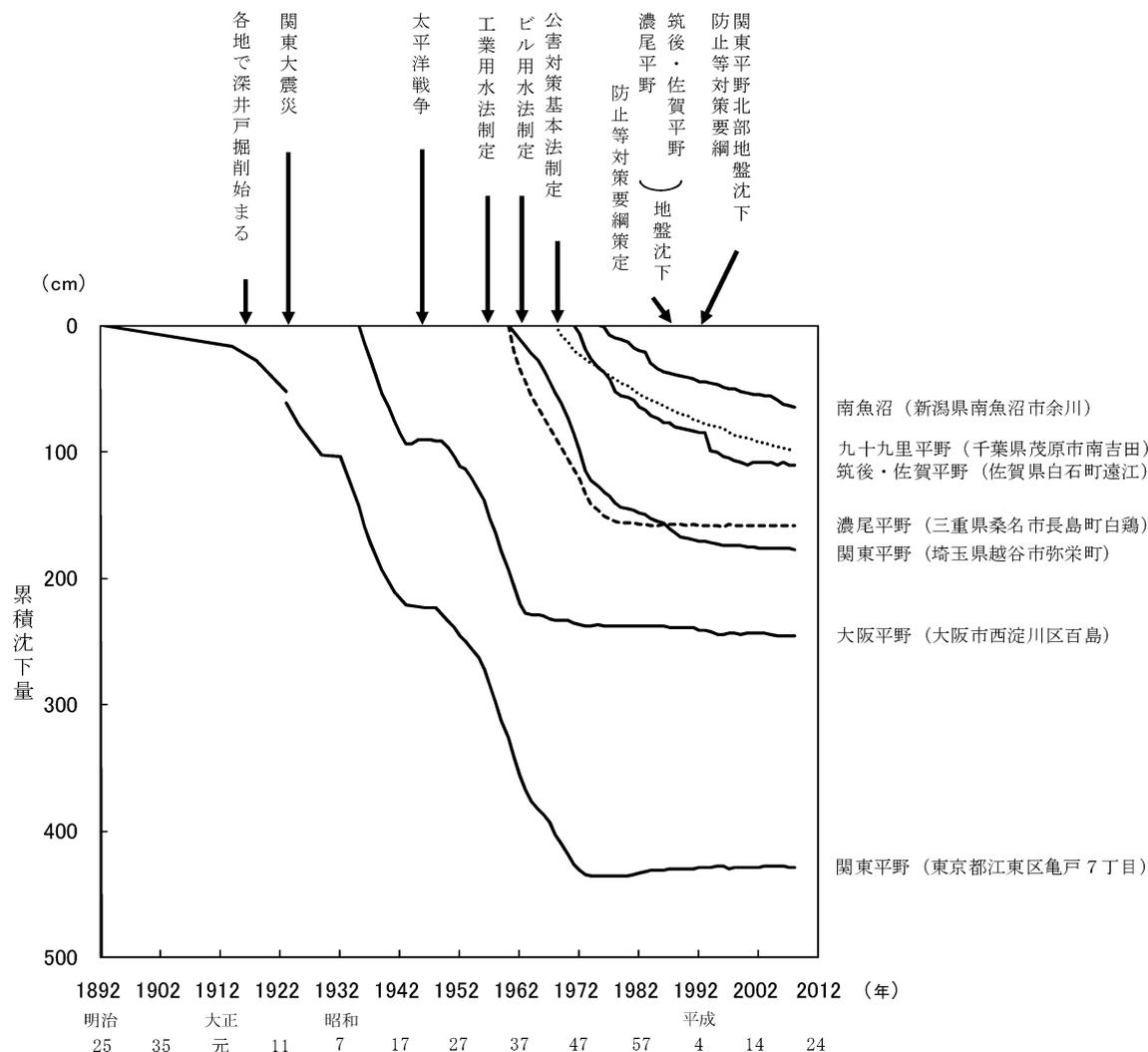


図20 代表的地域の地盤沈下の経年変化

## 5. 地盤沈下量等の測定方法

地盤沈下の測定は、水準測量による標高の測定だけではなく、観測井において、地盤収縮量または地盤高並びに地下水位の測定が行われている。例としてその概略を図2-1に示す。地中に設置された外管の中に内管をたて込み、下端を砂れき層に固定しておくことで、その内管の深さに相当する地層に圧密圧縮が起これると、見かけ上、内管の頭が地表から抜け出るので、これを地盤沈下計で拡大記録することにより、時々刻々の沈下量の変動が測定できる。

また、測定する帯水層に当たるところの外管にストレーナー（集水孔）を切っておけば、地下水位も測定することができる。

観測井構造概略図（二重管）

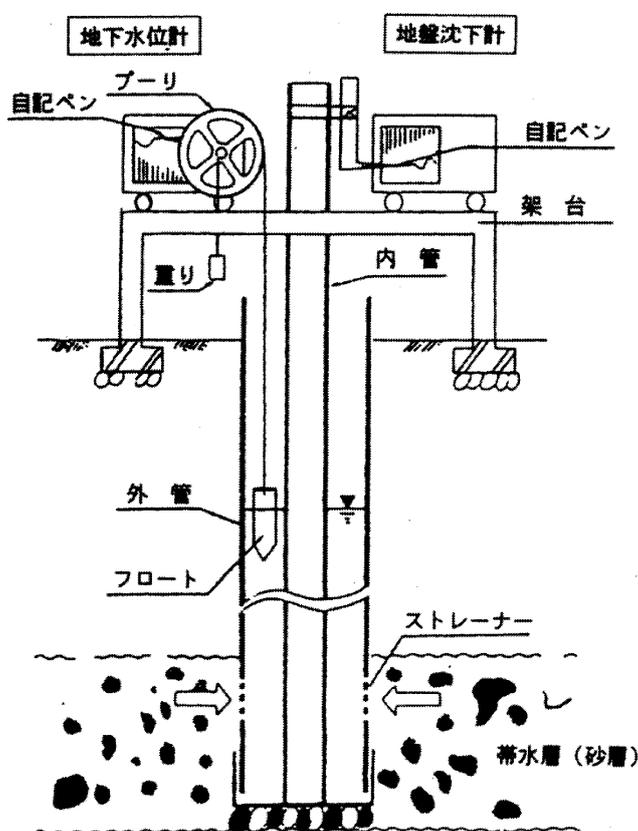


図2-1 測定方法

## 6. 地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域

平成20年度に地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域は、22都道県31地域となっている。

表13 平成20年度に地盤沈下監視のための水準測量が実施された地域

都道府県	地域	都道府県	地域
北海道	石狩平野	新潟県	新潟平野
青森県	八戸		長岡
宮城県	気仙沼		高田平野
	古川		南魚沼
	仙台平野	石川県	七尾
山形県	山形盆地		金沢平野
	米沢盆地	福井県	福井平野
茨城県	関東平野	山梨県	甲府盆地
栃木県	関東平野	岐阜県	濃尾平野
群馬県	関東平野	静岡県	沼津・三島
埼玉県	関東平野	愛知県	濃尾平野
千葉県	関東平野南部	三重県	濃尾平野
	九十九里平野	兵庫県	豊岡盆地
東京都	関東平野	福岡県	筑後・佐賀平野
神奈川県	関東平野南部	佐賀県	筑後・佐賀平野
	県央・湘南		



リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。